

家庭ごみ有料化実施方針 (素案)

令和 7 年11月4日

富山市環境部

目 次

はじめに

(1) 主な見直し点	1
------------------	---

第1章 家庭ごみ有料化制度導入の必要性

(1) 家庭ごみ有料化の目的	2
(2) 期待する効果	3

第2章 家庭ごみ有料化制度について

(1) 有料化の対象品目	4
(2) 負担軽減措置	5
(3) 有料化の方法	5
(4) 手数料の料金体系	6
(5) 専用ごみ袋の種類	6
(6) 手数料の水準	7
(7) 世帯負担額の試算	7
(8) 今後のスケジュール（案）	9

第3章 手数料の使途について

(1) 手数料収入の見込み	10
(2) 手数料収入の使途	10
(3) 課題への対応	11
(4) 市民への制度周知等	11

第4章 併用施策の実施（有料化の効果を高める取組）

(1) 富山市版もったいない運動	12
(2) 「燃やすしかないごみ」への改称	12
(3) 高齢者等ごみ出し支援事業の実施	12
(4) リユースの取組強化	12
(5) 生ごみリサイクルの推進	13
(6) 剪定枝等のリサイクルの取組	13
(7) 環境教育の充実	13
(8) 市民の参画による資源循環の取組の推進	13

第5章 制度の評価と見直しの考え方

(1) 制度の評価	13
(2) 制度の見直し	13

はじめに

本市における「家庭ごみの有料化」については、令和7年7月31日の富山市環境審議会において、「家庭ごみ有料化に向けた基本的な考え方」（以下、「基本的な考え方」という。）を示し、市内各地で開催した意見交換会や出前講座などを通じ、市民の皆さんのご意見やご要望について伺ってまいりました。

また、市民の皆さんの代表である市議会議員の皆さんとも、勉強会や議会等の場で、それぞれの立場から、ご質問やご提言等をいただいたところです。

これまでいただいた様々なご意見等を整理し、市民にとってより分かりやすく、廃棄物の減量化と資源化が最大限図られる制度となるよう、市の「基本的な考え方」を見直し、「家庭ごみ有料化実施方針（素案）」を作成しました。

主な見直し点

(1) 有料化対象外品目の追加

有料化対象外品目（無料）として、紙おむつに加えて、その他の排泄管理支援用具、在宅医療廃棄物（腹膜透析バッグなど）を追加します。

(2) 剪定枝、刈草の取り扱い

剪定枝、刈草は、有料化対象外品目（無料）としますが、資源化に向けた実証実験を行うなど、引き続き、調査・検討を進めます。

(3) 専用ごみ袋

植物由来の原料を配合する考えですが、廃プラスチックなどの再生材を活用したごみ袋などの利用についても検討します。

また、ボランティア専用ごみ袋（無料）を作製し、地域や企業のボランティア活動を支援します。

(4) リユースの取組を強化

ごみの減量化に向けて重要となるリユースの取組を強化するため、民間企業と連携し、循環型社会の形成を進めます。

また、リユース事業の拠点の整備について、調査・検討を進めます。

第1章 家庭ごみ有料化制度導入の必要性

(1) 家庭ごみ有料化の目的

本市はこれまでも、脱炭素社会の実現に向け、「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」に取り組み、その取組を発展させ、環境先進都市として、環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市等の選定を受けてきました。

市が本年実施した「富山市民意識調査」では、市民の72.2%が「普段からごみの減量化に取り組んでいる」と回答されており、市民の皆さんには、日頃から高い環境意識を持ち、市のごみの減量化施策をはじめとする、様々な取組にご理解、ご協力をいただいていたところでした。

市では、家庭ごみの有料化は、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、将来世代の負担軽減等に有効な手段の一つであると考えており、特に以下の目的を果たすため、その導入についてご協力をお願いするものです。

① 将来世代への責任を果たします。

本市の一般廃棄物の排出量は、これまで、市民・事業者・行政が協働して各種施策に取り組んできた結果、年々着実に減少しています。しかしながら、ごみの処理経費の削減や既存施設の延命化、将来施設のコンパクト化を図るためには、ごみの排出量をさらに抑制することが必要です。

環境先進都市として、また、将来世代への責任の持てる富山市を実現するため、持続可能な廃棄物の処理体制（仕組み）の構築を進めます。

② 地球温暖化対策を進め、脱炭素社会の実現を目指します。

昨今、急速な気候変動の進展により、世界的な豪雨・洪水・台風や山火事等の災害の激甚化がみられ、本市においても令和3年1月の記録的な大雪や、令和5年7月の大雨被害などの異常気象が多発しており、市民の安心・安全な日常生活が脅かされています。

「富山市地球温暖化対策推進計画」で定めた温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて、市民参加による循環型社会を形成する中で、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進等に必要な財源をしっかりと確保し、脱炭素社会の実現を目指します。

(2) 期待する効果

家庭ごみ有料化制度の導入にあたっては、次のような効果を期待しています。

① 意識と行動の変化による排出抑制効果

有料化により費用負担を軽減しようとする動機づけが生まれ、改めてごみ分別排出への関心を高めることで行動が変化し、排出量の抑制や分別の徹底による資源化の推進に繋がることが期待されます。

② ごみ排出量に応じた負担の公平性の確保

ごみの排出量に応じた負担とすることで、ごみの減量化に取り組んでいる方とそうでない方との間での公平性の確保が図られます。

③ ごみ処理に係る負担の軽減

ごみの減量化を図ることで、ごみ処理に係る経費の削減や既存施設の延命化、将来整備が必要になった際の焼却施設の規模の縮小など、将来世代の経済的負担の軽減につながるとともに、環境負荷の軽減にもつながります。

④ 再生利用の推進

資源物の手数料を無料とすることで、分別の促進、資源回収量の増加が期待できます。また、リサイクルをさらに進める場合に必要となる財源をしっかりと確保し、取組の強化を図ります。

⑤ 環境先進都市としてのシビックプライドの醸成

脱炭素社会の実現に向け、ごみの減量化・資源化を進めることで、市民参加による循環型社会の形成を推進し、環境先進都市として、市民のシビックプライドの醸成を図ります。

第2章 家庭ごみ有料化制度について

(1) 有料化の対象品目

「燃やせるごみ（燃やすしかないごみ）」、「燃やせないごみ」を対象（有料）とします。

※次の品目は、対象外（無料）とする考えです。

- ・資源物 ・ボランティア清掃ごみ ・排泄管理支援用具（紙おむつなど）
- ・在宅医療廃棄物（腹膜透析バッグなど。感染の危険がないものに限る）
- ・剪定枝及び刈草
- ・発火性危険物（カセットボンベ、スプレー缶、ライター、リチウムイオン電池（内蔵の小型廃家電を含む））

市民がごみの分別排出を徹底することを期待し、資源化を推進するため、家庭ごみ有料化制度の開始に併せ、「燃やせるごみ」を「燃やすしかないごみ」に改称します。

さらに、資源物を有料化の対象外（無料）とすることで、市民の行動変容（分別）を促します。

<分別区分について>

ごみの種類	処理方法	有料化の対象
燃やせるごみ (燃やすしかないごみ)	焼却	対象（有料）
燃やせないごみ	埋立 (一部資源化)	対象（有料）
燃やせないごみのうち 発火性危険物 (カセットボンベ、リチウム電池等)		対象外（無料）
空き缶、空きびん	資源化	
ペットボトル		
プラスチック資源		
紙 類		
衣 類		
小型廃家電		
水銀使用製品		
廃食用油		
ボランティア清掃ごみ	焼却	
排泄管理支援用具（紙おむつなど）		
剪定枝、刈草等	焼却 (資源化検討)	

(2) 負担軽減措置

「生活保護受給世帯」を負担軽減の対象とします。

社会的・経済的配慮が必要と考えられる生活保護受給世帯へは、現在の生活扶助には家庭ごみ有料化の影響は含まれていないことから、当分の間、一定数の専用ごみ袋を配布することで、負担の軽減を図ります。

また、子育て世帯を支援するため、おむつを有料化の対象外（無料）とします。

(対象世帯数)

生活保護受給世帯	2,335 世帯 (令和7年3月末現在)
----------	-------------------------

(3) 有料化の方法

「専用ごみ袋方式」とします。

「専用ごみ袋方式」は、これまで排出時に使用していた市販のごみ袋に代えて、「専用ごみ袋」を使用していただくもので、分かりやすく、使用する袋のサイズで、ごみをどれだけ排出しているかを容易に確認することができることから、多くの中核市で採用されています。

一方で、「シール方式」については、排出量に応じて適正なシールを貼られているか確認することが困難であるなど、収集効率が低下するといった問題があるため、採用を見送ることとしました。

以上のことから、本市では、市民の皆さんに分かりやすく、制度の運用コストが低減できる「専用ごみ袋方式」を採用します。

なお、専用ごみ袋に入らない大きなごみについては、専用ごみ袋(45ℓ袋)を貼り付け又は縛り付けて排出していただきます。

(有料化導入済みの中核市の状況)

専用ごみ袋方式	シール方式	専用ごみ袋、シール併用
13 市	0 市	6 市

(4) 手数料の料金体系

「排出量単純比例型」とします。

「排出量単純比例型」は、排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式で、負担のしくみが簡単で分かりやすく、ごみの減量に対する意識が働きやすいことから、多くの中核市で採用されており、本市でも採用することとしました。

なお、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量あたりの料金水準が引き上げられる方式（累進従量制）の「排出量多段階比例型」や排出量が一定量となるまでは手数料が無料、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式の「一定量無料型」は、共に制度の運用に要する負担が大きく、一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブが働きにくいなどの課題があります。

(有料化導入済みの中核市の状況)

排出量単純比例型	一定量無料型
18 市	1 市

(5) 専用ごみ袋の種類

専用ごみ袋は、「燃やせるごみ（燃やすしかないごみ）」、「燃やせないごみ」の共通袋とし、その容量は、10、20、30、45 リットルの4種類とします。

また、環境に配慮した素材を利用し、広告スポンサーを募ります。
ボランティア活動を支援するため、ボランティア専用ごみ袋を作製します。

各家庭のごみの排出状況に応じた容量の専用ごみ袋を選択できるよう、また、減量化し、より小容量の袋を選択しようとする意識が働くよう、4種類の容量の専用ごみ袋を作製します。併せて、ボランティア活動で利用できる専用ごみ袋を作製します。

なお、袋の色分け等については、不適正排出防止の観点から、「燃やせるごみ（燃やすしかないごみ）」と「燃やせないごみ」の色分けを求めるご意見もありましたが、製造コストの削減や使用頻度が少ないと考えられる「燃やせないごみ」の専用袋を購入する市民の負担に配慮し、共通の袋とすることとします。

また、環境への配慮から、専用ごみ袋は植物由来の原料を配合する考えですが、製造コストが割高になることから、広告スポンサーを募り、負担を軽減します。

その他、本市で回収したプラスチック資源を主原料としたごみ袋の活用など、資源循環の観点から検討を進めます。

(6) 手数料の水準

専用ごみ袋の容量 1 リットルあたり 1.0 円とします。

手数料の設定にあたっては、①ごみの排出抑制と分別徹底による減量効果、②周辺自治体における手数料水準、③市民の受容性等を総合的に勘案しました。有料化によるごみの減量効果を期待するには、一定程度の手数料を徴収する必要がありますが、本市は、脱炭素社会の実現（市民参加による循環型社会の形成（ごみの減量化・資源化を推進））等を導入目的としているため、市民生活に過度な負担が生じないように配慮し、本市の手数料の設定は 1 リットルあたり 1.0 円とします。

(中核市における手数料水準)

1ℓ当たり単価	自治体名
0.7 円	八戸市、水戸市、下関市、大分市、那覇市
0.8 円	久留米市
1.0 円	山形市、金沢市、呉市、高松市、宮崎市、 富山市
1.2 円	秋田市、長野市
1.3 円	鳥取市
1.4 円	松江市
1.9 円	八王子市
2.0 円	函館市、旭川市

※佐世保市は、年間 900ℓ／人まで無料で、超過分は 840 円／180ℓ（4.7 円／ℓ）

(7) 世帯負担額の試算

標準世帯（大人 2 人、子供 2 人）の負担額は、年額 3,500 円程度（※1）と試算しています。

（注）手数料は、専用ごみ袋代金に上乗せする方式ではなく、専用ごみ袋は無料で、1 リットルあたり 1 円の手数料のみをご負担いただきます。
専用ごみ袋は、市民の皆さんからの手数料を原資として、市が製造します。

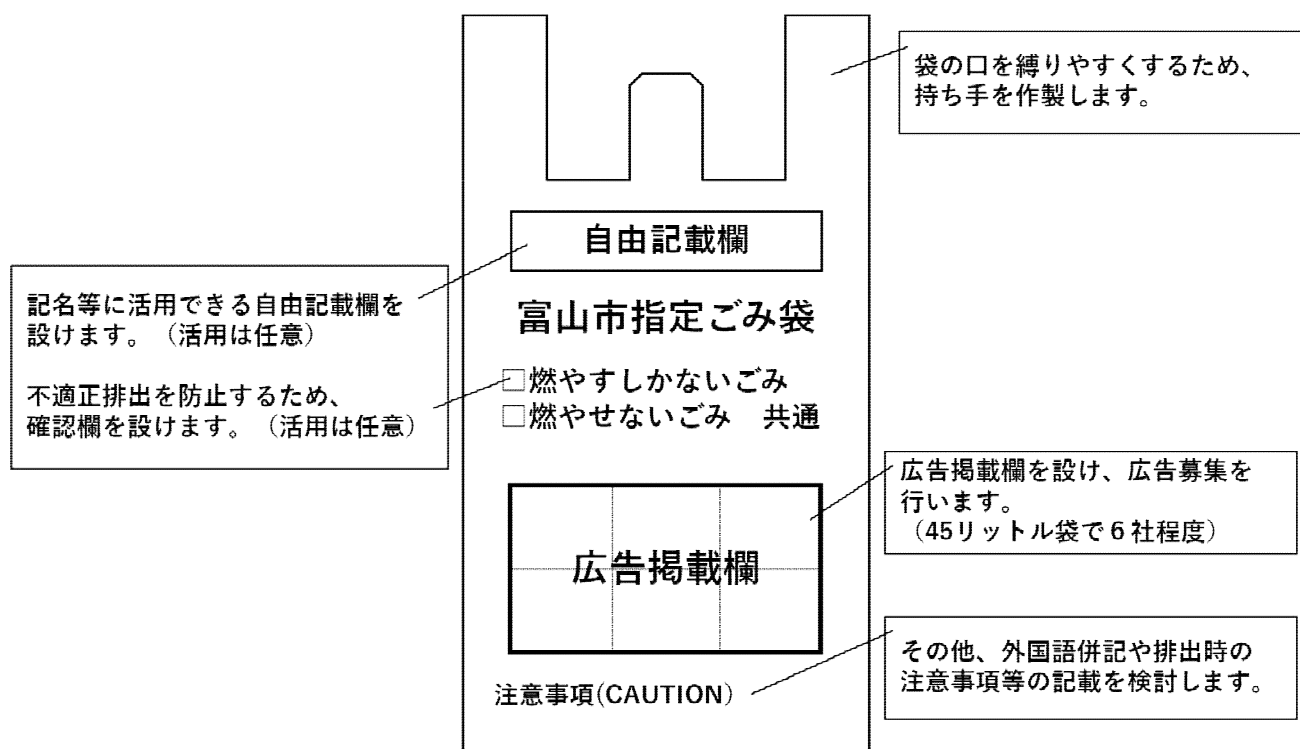
（※1）試算額 年額 3,482 円（4 人世帯排出量 828 g／日 3,482ℓ／年（302,220 g／年））

<専用ごみ袋の種類とイメージ>

種 類	大袋	中袋	小袋	特小袋
容 量	45 リットル	30 リットル	20 リットル	10 リットル
販売価格 (10 枚入)	450 円	300 円	200 円	100 円
1 枚当たり	45 円	30 円	20 円	10 円
印字の色	赤色	緑色	橙色 (オレンジ色)	青色

- ※ 「燃やせるごみ（燃やすしかないごみ）」と「燃やせないごみ」の共通袋とします。
- ※ 専用ごみ袋取扱所（販売店）では、全ての容量を原則 10 枚 1 組として販売しますが、1 枚単位の販売等についても調査・検討を進めます。
- ※ 専用ごみ袋の販売価格は全ての専用ごみ袋取扱所で同じとします。
- ※ 袋の容量については原則上記の 4 種類としますが、引き続き、市民の皆さんからのご意見を伺いながら、他の容量の導入についても調査・検討を進めます。
- ※ 専用ごみ袋は、値引き等の対象外とし、イベント等での景品として使用しないよう周知します。

<専用ごみ袋の作製イメージ>



(8) 今後のスケジュール（案）

有料化制度の導入を円滑に進めるためには、市民の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。導入の目的やその仕組みについて丁寧に説明し、理解や納得が得られるよう努めます。

導入決定後（条例改正）から施行までは、十分な準備期間を確保し、スムーズに制度が開始できるよう配慮します。

<主な内容>

予定年度	内容
令和7年度 8月 10月 11月	・出前講座「家庭ごみの有料化制度について」を開始 ・意見交換会の開催（市内9か所） ・環境審議会への諮問 ・素案の公表、パブリックコメントの実施
令和8年度 4月 6月 7月 10月	・「富山市版もったいない運動」の開始 ・有料化に関する条例改正案（富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例）及び補正予算案の提案、審議 ・環境審議会へ経過報告 ・広報とやま特集記事（有料化制度について） ・有料化制度チラシ全戸配布（1回目） ・住民説明会を開催（通年）
令和9年度 5月 7月 9月 10月	・広報とやま特集記事（専用ごみ袋の販売等について） ・専用ごみ袋の販売開始 ・環境審議会へ経過報告 ・有料化制度チラシ全戸配布（2回目） ・家庭ごみ有料化制度の開始 ・高齢者等ごみ出し支援事業の開始

第3章 手数料の使途について

(1) 手数料収入の見込み

年間の手数料収入の見込みは、6億6千万円余りを見込んでおり、専用ごみ袋の作製費用や手数料の収納に要する費用等を除き、約3億5千万円の財源が確保できる見込みです。

<参考>市の収支について

A.歳入(手数料)	B.歳出(制度運営費)	収支(A-B)
666,900 千円	314,537 千円 (※)	352,363 千円

燃やせるごみ及び燃やせないごみの排出量：76,155 t /年 (R6 年度実績) を基準に試算

(※) 内訳：専用ごみ袋作製費 202,405 千円、保管・配送に要する経費 26,167 千円、

販売店舗からの受注及び手数料収納に要する経費 85,965 千円

(2) 手数料収入の使途

有料化の手数料は、専用ごみ袋の作製や手数料の収納に要する費用に充てるほか、「資源循環型社会の形成」、「地域振興関連事業」、「社会的要請による支援事業」などに活用します。

また、ごみ分別等を円滑に進めるための地域環境美化活動等への支援や地域と連携した不適正排出や不法投棄対策、集団回収活動への支援拡充、子育て世帯への支援などの形で、市民に還元します。

なお、単年度で使用しなかった予算は、基金に積み立てるなどし、一般廃棄物処理施設整備など、将来世代の負担軽減に活用する考えです。

<使途の具体例>

施 策	具 体 例
① 資源循環型社会の形成	ア. 3R推進スクール事業、環境教育関連事業 イ. 適正な分別排出に向けた啓発・広報活動 ウ. 資源物の排出機会の創出（利便性の向上） エ. ディスポーザー排水処理システム、コンポスト等の普及啓発 オ. 官民連携によるごみ減量化施策
② 地域振興関連事業	ア. 地域環境美化活動（ボランティア活動）等への支援 イ. 地域循環型のごみ減量化・資源化施策の推進 ウ. 集団回収活動への支援（報償金の拡充など）
③ 社会的要請による支援事業	ア. 高齢者等ごみ出し支援事業 イ. 生活保護世帯、子育て世代への支援
④ その他	ア. 富山市一般廃棄物処理施設整備基金への積立

(3) 課題への対応

有料化制度の導入においては、「不適正排出」や「不法投棄」への対応に加え、ごみの排出に係る新たな負担について、市民の理解を得ることが重要であることから、意見交換会などを通じ、市民の理解が深まるよう努めます。

- ・ 不適正排出への対応については、適正な分別排出に向けた周知啓発、ボランティア分別指導員の養成、新社会人・外国人・初めて一人暮らしをする方へのごみ出しルールに関する出前講座などを開催し、対策に努めます。
- ・ 不法投棄への対応については、不法投棄パトロールの強化、警告看板や監視カメラの活用による不法投棄の抑止を図ります。
- ・ 有料化制度の導入については、今後、環境審議会や出前講座、意見交換会などにおいて、市民の皆さんのご意見を伺い、制度の熟度を高め、市民の理解が深まるよう努めます。

(4) 市民への制度周知等

- ① 制度導入決定後、住民説明会や出前講座、ワークショップ等を開催し、市民への制度の周知に努めます。
- ② 市民のごみ減量化に向けた活動の機運を醸成するため、「富山市版もったいない運動」の展開や「燃やせるごみ」を「燃やすしかないごみ」に改称し、分別排出の徹底を図ります。

- ・ 家庭ごみ有料化制度の導入に向けては、令和7年8月から、出前講座に「家庭ごみの有料化制度について」のメニューを新設したほか、同年10月には、市内9か所で意見交換会を開催し、有料化制度について、広く市民の皆さんにご説明してまいりました。引き続き、出前講座やワークショップのほか、広報やホームページ、テレビやラジオ等を活用し、制度の周知に努めます。
- ・ 制度の導入を円滑に進めるためには、市民の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。制度導入決定後は、有料化によるごみの分け方や出し方についてご説明する「住民説明会」を開催します。
- ・ 若い世代の制度に対する関心を高めるため、SNS等を活用した制度周知を行います。
- ・ 大学等に新たに入学する学生や新社会人、外国人等を対象に、ごみ出しルール等に関する説明会を開催します。

第4章 併用施策の実施（有料化の効果を高める取組）

（1）富山市版もったいない運動（令和8年度先行実施）

有料化導入に向けては、「富山市版もったいない運動」を展開し、日本人が古来大切にしてきた「もったいない」という、「そのモノが持つ価値を十分に生かし切れていないことを惜しむ」という精神を、市民に広め定着させることを目指します。

具体的には、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進をはじめ、資源の浪費を抑制した循環型社会を形成するため、市民が普段から身近にできる取組について周知啓発を図り、市民の環境意識の醸成を図ります。

（事業例）

広報とやまでの特集、児童を対象としたポスターや標語を募集、
小学生向け社会科副読本で「もったいない」を紹介 等

（2）「燃やすしかないごみ」への改称

「燃やせるごみ」を「燃やすしかないごみ」に改称することで、市民のごみ分別に対する意識が高まり、燃やせるごみの中に含まれる資源物の分別が進み、ごみの減量化及びリサイクル率の向上が期待できます。

令和3年7月に実施した生活系ごみの組成調査では、「燃やせるごみ」の中には、「ごみの減量化が期待できる品目（減量化品目）」や「既資源化品目」が、あわせて全体の約39%含まれており、「燃やせないごみ」にも同様に27.3%含まれていました。「燃やすしかないごみ」への改称を契機として、分別の徹底について、市民にさらなる分別排出の協力をお願いしていきます。

（3）高齢者等ごみ出し支援事業の実施

家族や近隣住民からのサポートが充分に得られず、日常生活に困難をきたす高齢者や障害者の方を対象に、福祉部門と連携し、高齢者等ごみ出し支援事業を実施します。

また、希望者には、声がけなどの安否確認の実施についても検討します。

（4）リユースの取組強化

持続可能な社会の実現に向けて、リユースに関する情報を積極的に市民へ提供するとともに、民間企業との連携により、リユースの取組について更なる強化を図ります。

また、不要品を地域で譲り合う拠点施設の整備について、調査・検討を進めます。

(5) 生ごみリサイクルの推進

令和3年7月に実施した生活系ごみの組成調査で、「燃やせるごみ」の34.5%が生ごみという結果を受け、生ごみリサイクルの仕組みづくりを進めてまいりました。

今後、身近に取り組むことができる「食べきり」「水きり」の運動を更に周知・啓発するとともに、令和6年度から実施しているダンボールコンポスト講座の開催等により、生ごみの減量化及び資源化を推進します。

(6) 剪定枝等のリサイクルの取組

剪定枝等については、市民の皆さんから「減量は難しく、無料としてほしい」などの意見が多く寄せられたことから、有料化の対象外品目（無料）とします。

剪定枝等のリサイクルの手法については、資源化に向けた実証実験を行うなど、引き続き、調査・検討を進めます。

(7) 環境教育の充実

3R推進スクールなどの啓発事業をより一層強化し、これまで以上に、家庭での身近にできる取組について考えるきっかけづくりに努めます。

(8) 市民の参画による資源循環の取組の推進

自治振興会等を中心に実施されている資源物の集団回収活動に対する報償金の拡充等により、市域における資源循環の取組を推進します。

第5章 制度の評価と見直しの考え方

(1) 制度の評価

- ・ 有料化制度の実施状況や効果について、毎年点検を行います。
- ・ 点検状況については、富山市環境審議会へ報告し、意見を伺うとともに、ホームページ等で市民に公開します。
- ・ 富山地区広域圏事務組合の構成市町村に対しては、情報提供に努め、他都市への影響等について検証します。

(2) 制度の見直し

- ・ 社会情勢の変化を見据え、富山市一般廃棄物処理基本計画の見直し（概ね5年毎）の機会にあわせて制度の見直しを行います。